



接続約款変更認可申請書

東相制第17-00047号
平成29年9月1日

総務大臣
野田 聖子 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

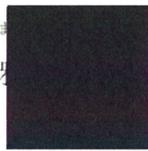
住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや

東日本電信電話株式会社

やまむら

代表取締役社長 山村 

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案

旧

第 10 章 料金等
第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務
(手続費の支払義務)

第 68 条

1 (略)

(1) ~ (28)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 4 欄(イ)①欄に限ります。)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

新

第 10 章 料金等
第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務
(手続費の支払義務)

第 68 条

1 (略)

(1) ~ (28)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ア欄(通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの)と組み合わせて提供するものに限ります。)、ウ欄若しくはエ欄又は第 4 欄(イ)①欄に限ります。)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。